

抗体価測定等の結果報告書の作成について

医療機関において、医療関係者（実習生を含む）が感染症に罹患しないように、また、受診者や入院患者への感染源とならないように、感染症の罹患状況の把握やワクチン接種が求められております。当院で実習を行うにあたり、所定の検査・ワクチン接種の実施をお願いします。

B 型肝炎、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎については、日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン第 2 版」に基づく対応をお願いします。

1. B 型肝炎について

- 1) すでに HBs 抗体検査で 10mlU/ml 以上であることが確認されている方
B 型肝炎ワクチンの接種は不要です
- 2) それ以外の方
0、1、6 ヶ月後の 3 回接種（1 シリーズ）の HBV ワクチンを接種してください。
なお、ワクチン接種前の HBs 抗体検査は必ずしも必要ではありません。

2. 麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎について

日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン第 2 版」のフローチャート（図 1 麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎ワクチン接種のフローチャート）に沿ってワクチン接種記録の確認、抗体価測定を行い、必要に応じてワクチン接種を検討してください。なお、各疾患について 2 回のワクチン接種済み記録で確認できる方は、抗体検査は不要です。

抗体価を測定した場合、表 1「抗体価の考え方」の基準に基づき判定してください。「抗体価陽性（基準を満たす）」に該当しない場合は、フローチャートに沿ってワクチン接種を検討してください。なお、4 疾患のワクチン接種はいずれも生ワクチンであるため、妊娠中や免疫機能に異常のある場合など、ワクチン接種不適合者は接種できませんので、ご注意ください。

- ・抗体検査を実施する場合、指定された検査方法以外では判定できませんので、必ず指定した方法で検査を受けるようお願いします。
- ・実習開始までにすべての項目で検査結果が基準を満たすか、ワクチン接種が終了しない場合、実習内容の一部または全部が制限されることがあります。
- ・ワクチン接種を完了するには、一定の期間を要する場合がありますので、十分な時間的余裕をもって受けるようお願いします。（少なくとも 1 回のワクチン接種をお願いします）
- ・ワクチン接種を受けることができない場合など、ご不明な場合はその旨を総務課へご相談ください。
- ・なお、抗体価検査は 5 年以内に実施した結果を記載してください。

【問い合わせ先】

鈴鹿中央総合病院 総務課

TEL : 059-382-1311

図 1 麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎ワクチン接種のフローチャート

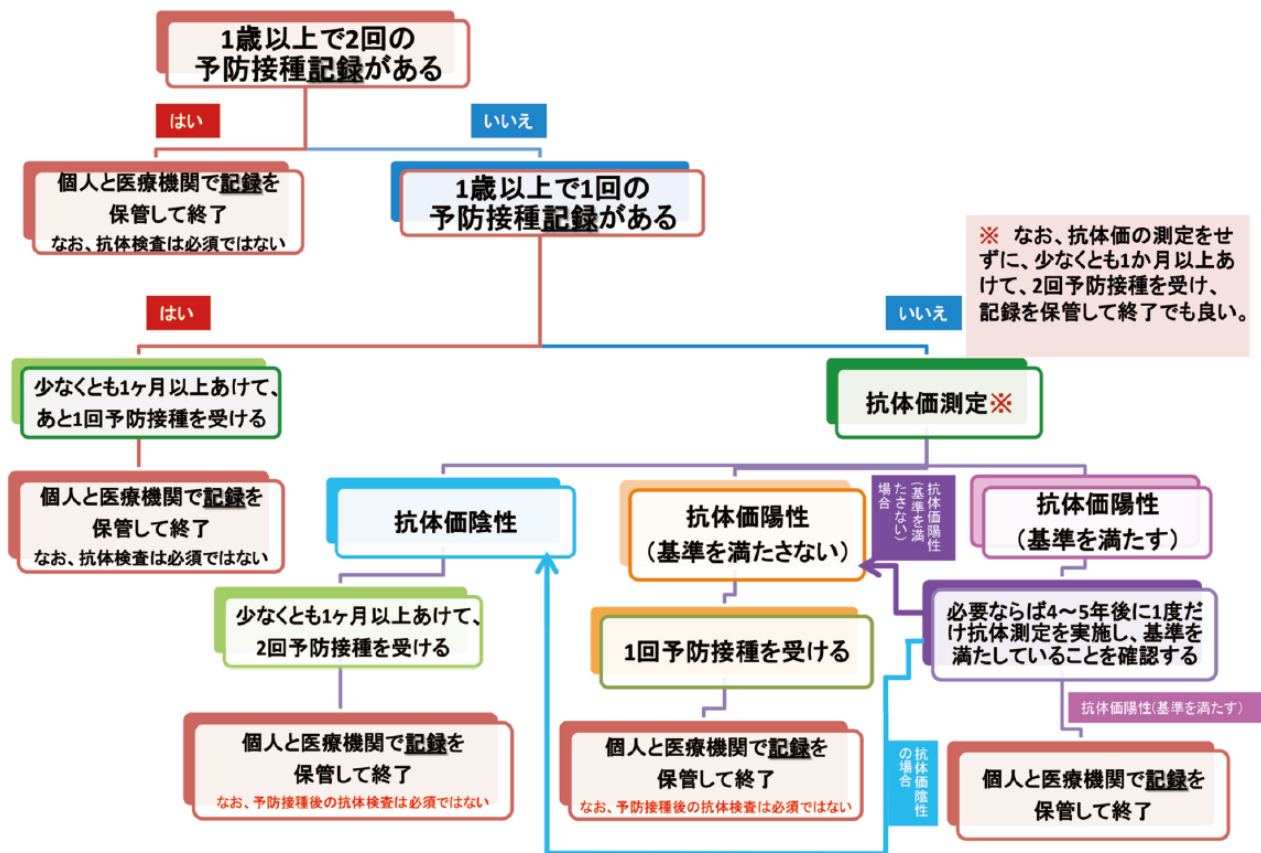


表 1 抗体価の考え方

疾患名	抗体価陰性	抗体価陽性 (基準を満たさない)	抗体価陽性 (基準を満たす)
麻疹	EIA法(IgG): 陰性 あるいはPA法: <1:16 あるいは中和法: <1:4	EIA法(IgG): (±) ~ 16.0 あるいはPA法: 1:16, 32, 64, 128 あるいは中和法: 1:4	EIA法(IgG): 16.0以上 あるいはPA法: 1:256以上 あるいは中和法: 1:8以上
風疹	HI法: <1:8 あるいはEIA法(IgG): 陰性	HI法: 1:8, 16 あるいはEIA法(IgG): (±) ~ 8.0	HI法: 1:32以上 あるいはEIA法(IgG): 8.0以上
水痘	EIA法(IgG): <2.0※ あるいはIAHA法: <1:2※ あるいは中和法: <1:2※	EIA法(IgG): 2.0~4.0※ あるいはIAHA法: 1:2※ あるいは中和法: 1:2※	EIA法(IgG): 4.0以上※ あるいはIAHA法: 1:4以上※ あるいは中和法: 1:4以上※ あるいは水痘抗原皮内テストで陽性(5mm以上)
流行性耳下腺炎	EIA法(IgG): 陰性	EIA法(IgG): (±)	EIA法(IgG): 陽性